第八十五条第一項中「漁獲物」を「漁獲又は養殖に係る水産動植物」に改め、「、特定養殖共済にあつては当該共済契約に係る特定養殖業の養殖に係る水産動植物」を削り、同条第二項中「又は特定養殖共済」及び「又は特定養殖業」を削る。

第八十七条第一項中「漁獲物若しくは」を「漁獲若しくは養殖に係る水産動植物若しくは共済目的たる」に、「養殖施設」を「共済目的たる養殖施設」に、「つど」を「都度」に改める。

第九十三条第一項第八号中「又は特定養殖共済」及び「又は特定養殖業」を削る。

第百一条第一項中「行なう」を「行う」に、「漁獲物」を「漁獲又は養殖に係る水産動植物」に改める。

第百四条中「とし」の下に「、政令で定めるところにより」を加え、同条第二号中「、第百十四条に掲げる漁業及び第百二十五条の二に規定する特定養殖業」を削り、「の漁業」の下に「（養殖業を除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

三　第百十四条の政令で定める養殖業以外の養殖業であつて、政令で定めるもの（以下「特定養殖業」という。）

第百五条第一項第一号中「属する漁業」の下に「の種類」を加え、同号イ中「漁業」の下に「の種類の漁業」を加え、同号ロ中「当該漁業」の下に「の種類の漁業」を、「全員」が」の下に「当該漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済の」を加え、同項第二号中「属する漁業」の下に「の種類」を加え、同号イ中「当該漁業」の下に「の種類の漁業」を加え、同号ロ中「係る漁業」の下に「の種類の漁業」を、「とし、」の下に「当該区分に係る漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済の」を加え、同項に次の一号を加える。

三　特定養殖業に属する漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済にあつては、当該漁業の種類の漁業を営む組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者

第百六条中「ごとに」の下に「（二以上の漁業の種類を一括して共済契約の対象とする場合は、対象とする二以上の漁業の種類のそれぞれについて）」を加え、「種類の漁業」を「漁業の種類」に改める。

第百七条中「一の漁業単位」の下に「又は一の特定養殖業」を加え、「その漁業単位」を「当該一の漁業単位又は一の特定養殖業」に改め、同条に次の一項を加える。

２　二以上の漁業の種類を一括して対象とする漁獲・特定養殖共済に係る共済契約を締結している被共済資格者は、他の漁獲・特定養殖共済に係る共済契約（第百十三条の三第一項の規定により包括継続申込特約をするものを除く。）を締結することができない。

第百八条第一項中「組合に」の下に「、当該規約に係る」を、「属する漁業」の下に「の種類」を加え、同条第二項中「係る漁業」の下に「の種類の漁業」を、「者が」の下に「当該区分に係る」を、「属する漁業」の下に「の種類」を加え、「につき第四項」を「につき第五項」に改め、同条第三項中「組合に」の下に「、当該規約に係る」を、「属する漁業」の下に「の種類」を加え、同条第四項中「同意」の下に「又は前項の規定による区域内特定養殖業者の同意」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

４　政令で定めるところにより都道府県知事が特定養殖業の種類に応じ定める区域ごとに、当該区域内に住所を有し、かつ、当該特定養殖業の種類の特定養殖業を営む被共済資格者で政令で定める要件に該当するもの（以下「区域内特定養殖業者」という。）の三分の二以上の者が当該特定養殖業の種類に係る漁獲・特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをすることにつき同意をした場合において、当該同意につき次項において準用する第百五条の二第四項の規定による公示があつたときは、区域内特定養殖業者（当該公示があつた後に区域内特定養殖業者となつた者を含む。）は、組合に当該漁獲・特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをしなければならない。

当該漁獲・特定養殖共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。

第百九条中「ごとに」の下に「（二以上の漁業の種類を一括して共済契約の対象とする場合は、対象とする漁業の種類を通じて）」を、「当該」の下に「漁業の」を、「掲げる漁業」の下に「に属する漁業の種類の漁業」を加える。

第百十条第三項中「漁業」の下に「に属する漁業の種類」を加える。

第百十一条第一項中「より、当該被共済資格者の営む当該漁業」を「より、被共済資格者の営む漁業であつて、共済契約の対象とする漁業の種類の漁業（以下この条及び第百十三条において「対象漁業」という。）に、「漁獲金額」を「生産金額」に改め、「掲げる漁業」の下に「に属する漁業の種類」を加え、「通ずる当該漁業」を「通ずる対象漁業」に、「当該漁業に係る経営事情」を「対象漁業に係る経営事情」に、「当該漁業に関し」を「対象漁業に関し」に、「存する当該漁業」を「存する対象漁業」に、「他の被共済資格者の営む当該漁業」を「他の被共済資格者の営む対象漁業」に、「当該漁業の種類」を「対象漁業の種類」に改め、同条第二項中「漁獲金額」を「生産金額」に、「当該漁業」を「対象漁業」に、「漁獲物」を「漁獲又は養殖に係る水産動植物」に改め、同条に次の一項を加える。

３　漁獲・特定養殖共済の対象とならない漁業の種類の漁業であつて政令で定めるものの過去一定年間の操業に係る生産金額を第一項の生産金額に加えることに関し農林水産省令で定める要件に該当する特約がある共済契約における前項の規定の適用については、同項中「対象漁業」とあるのは、「対象漁業及び次項の特約に係る漁業」とする。

第百十二条第一項中「対象とする漁業の種類その他危険の程度を区分する要因となる事項で農林水産大臣の定めるものに応ずる次項の危険階級に係る同項の基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合が共済規程で」を「次の各号に掲げる共済契約の区分に応じ、当該各号に」に改め、同項に次の各号を加える。

一　二以上の漁業の種類を一括して対象とする共済契約　対象とする漁業の種類その他危険の程度を区分する要因となる事項で農林水産大臣の定めるものに応ずる次項の危険階級に係る同項の基準共済掛金率を用いて農林水産省令で定めるところにより算定した率に、二以上の漁業の種類を一括して対象とすることによる共済事故の発生率の低下その他の事情を考慮して農林水産大臣の定める割合を乗じて得た率を下らない範囲内において、組合が共済規程で定める割合

二　前号に掲げる共済契約以外のもの　対象とする漁業の種類その他危険の程度を区分する要因となる事項で農林水産大臣の定めるものに応ずる次項の危険階級に係る同項の基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合が共済規程で定める割合

第百十三条第一項中「当該漁業」を「対象漁業」に、「漁獲金額」を「生産金額」に改め、「掲げる漁業」の下に「に属する漁業の種類」を加え、「種類」を「漁業の種類」に改め、同条第二項中「種類の漁業」を「漁業の種類」に、「当該漁業の種類」を「対象漁業の漁業の種類」に改め、同条第三項中「漁獲金額」を「生産金額」に改め、「第百十一条第二項」の下に「（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第百十三条の二第一項中「これと併せて」を「当該共済契約について」に改め、同条第二項中「種類と」を「種類又は当初契約に係る特定養殖業の種類と」に、「種類が」を「種類又は特定養殖業の種類が」に改める。

第百十三条の三第一項中「属する漁業」の下に「の種類」を加え、「種類の」を削り、「係る共済契約」の下に「（二以上の漁業の種類を一括して対象とする共済契約を除く。）」を加え、「これと併せて」を「当該共済契約について」に改める。

第百十四条中「とし」の下に「、政令で定めるところにより」を加える。

第百十六条第一項中「当該養殖業」の下に「の種類の養殖業」を加える。

第百十七条中「種類の養殖業」を「養殖業の種類」に改める。

第百十八条第一項中「農林水産省令で定める」を「対象とする」に改め、「営む当該」の下に「養殖業の」を加える。

第百十九条中「当該」の下に「養殖業の」を加える。